

養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（第2回）議事概要

1 日 時 令和7年1月31日（水）17：00～19：00

2 場 所 法務省（オンライン会議）

3 議事概要

参考人のヒアリング結果も踏まえ、養育費債権に付与される先取特権・法定養育費のそれぞれの論点につき、下記のような整理を行った。

(1) 先取特権の上限額に関する論点の整理

ア 特定額で定めるか、物価等を変数とする計算式で定めるか

先取特権を利用する一般当事者に対する明確性の観点からすると、物価等を変数とする計算式で定めた場合、その計算が複雑になり、例えば、物価等の変動に応じて期間ごとに異なる計算を必要とするなど、利用しやすい制度とはならないこと等から、特定額で定めるという結論に概ね異論はなかった。

イ 子一人当たりの金額をどのように定めるか

「子の監護に要する標準的な費用」という法律上の文言を踏まえつつ、協議・調停等において定められた養育費や算定表により算出される養育費のボリュームゾーンをカバーする額にすることについては、概ね異論はなかった。その上で、具体的な額については、各種統計資料等を参照しつつ、引き続き協議することとなった。

ウ 子が複数の場合の考え方（子一人当たりの金額を人数倍とするか、人数が増えるごとに子一人当たりの金額を遞減させるか）

前記アと同様に、一般当事者に対する明確性の観点からすると、子一人当たりの金額を人数倍とする方が利用しやすい制度となること等から、子一人当たりの金額を人数倍とするという結論に概ね異論はなかった。

エ 先取特権の合計額等に上限額を定めるべきか

下記の理由から、合計額等に上限額を定める必要がないという結論に概ね異論はなかった。

○ 例えば、子どもの数が2桁となるような場合に、標準的な子どもの数（3人、4人など）にキャップを設けることも考えられるが、数の少ないケースだと思われる。

○ 被差押債権として最も事例が多いと考えられる給与債権への執行の

場面を考えると、元々、差押上限額が定められていることから（民事執行法第152条）、他の一般債権者との間で競合が生じるケースはそれほど多くないものと考えられる。

- 一般債権者の利益も考慮する必要性がある一方で、子どもの利益を考えると、子どもの人数に応じた金額について先取特権行使する必要性が認められるならば、その分の優先権を認めるべきである。
- 期間としての上限額を設定することも考えられるが（例えば、直近6か月分に限るなど）、「各期における定期金のうち子の監護に要する費用として相当な額」という条文上の制約から、期間の制限は不要と考えられる。

(2) 法定養育費の額に関する論点の整理

ア 特定額で定めるか、物価等を変数とする計算式で定めるか

下記の理由から、特定額で定めるという結論に概ね異論はなかった。

- 法定養育費を利用する一般当事者に対して一見して明確な方がよい。例えば、任意に法定養育費を支払う場面や、法定養育費の額を前提に協議をする場面において、計算式を使わないと金額が分からず（場合によっては金額をめぐり争いが生じてしまう）という事態は望ましくない。
- 例えば、児童扶養手当では物価スライド制が導入されているが、そのような社会保障制度であれば行政機関が正確に計算をしてくれる一方、法定養育費は一般当事者が計算するほかないため、制度の違いからも、計算のしやすさ（明確性）を考慮する必要がある。
- 特定額で定めた上で、物価変動等へは、省令の見直しを機動的に行うことで対応することが可能である。

イ 子一人当たりの金額をどのように定めるか

「子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額」という法律上の文言も踏まえ、下記のような検討の視点が示された。その上で、各種の制度や統計資料等を参照しつつ、引き続き協議することとなった。

- 法定養育費が飽くまでも暫定的・補充的な制度であることを考慮すると、協議によって当事者の具体的な事情を考慮した上でより適正な金額を定めることが妨げられるようになってはならない。そのため、債権者・債務者いずれに対しても協議をしないというインセンティブが働かないように、高額すぎず、低額すぎず、その額でカバーできない点については協議に委ねるといった金額に設定する必要がある。
- 「最低限度の生活の維持」という文言からすれば、生活保護制度の生活扶助基準を参考することが考えられる。その場合、例えば、第1類・

第2類といった項目にそれぞれどのような費目が含まれているかということを踏まえて具体的に検討する必要がある。

- 法定養育費の額を検討する上でどのような費目を考慮すべきかについて考えた場合、法文に忠実に考えれば、衣食住に限るという考え方もあり得る一方、子どもの教育の重要性等も踏まえると、教育費等を考慮するという考え方もあり得る。また、教育費・医療費等については、地域によっては一部無償であるなど地域の特殊性をどのように考慮すべきか検討する必要がある。
- 生活保護制度を参考にする場合、子どもの養育にかかる費用に対し、受給することができる社会保障給付（児童扶養手当等）を考慮することが考えられる。
- 子どもの養育にかかる費用を父母で分担することを考える際に、同居親による子どもの養育への時間投入の価値が子育て費用に反映されていないという大石教授の御指摘を踏まえて、同居親と別居親の間の分担割合に差異を設けるという考え方もあり得る。
- 子どもの年齢区分を設けて段階的に金額を定めるという考え方については、そのような区分を設けることが可能であるのか、そのような区分を設けることが当事者に対して分かりやすい制度になるのかということ等も検討する必要がある。
- 法定養育費は、各家庭の具体的な事情を考慮せずに定まる金額であることからすると、例えば、子どもが複数いて離婚した際に、働いている父親が子どもと同居し、専業主婦の母親が1人で別居することもあり、その際にも母親側が法定養育費を請求され得るため、そのようなケースにおける債務者側の負担も考慮しなければならない。
- 法定養育費の額を定める際に参考とする指標としては、今後も継続的に参考とするため、例えば家計調査年報のように、行政機関が、定期的かつ継続的に実施しているものが望ましい。

ウ 子が複数の場合の考え方（子一人当たりの金額を人数倍とするか、人数が増えるごとに子一人当たりの金額を遞減させるか）

下記の理由から、子一人当たりの金額を人数倍とするという結論に概ね異論はなかった。

- 一般当事者が利用しやすい制度とするためには、子一人当たりの金額を人数倍とする方が明確である。
- 子どもの人数が増えた場合の規模の経済を考慮した場合にも、「最低限度の生活の維持」という法定養育費の場面においては、規模の経済が働きづらいものと考えられる。

- 子どもの目線で考えた場合、人数が増えるごとに子一人当たりの金額を遞減させると、2人目以降は金額が安くてよいという不公平感やマイナスのメッセージ効果も与えかねない。